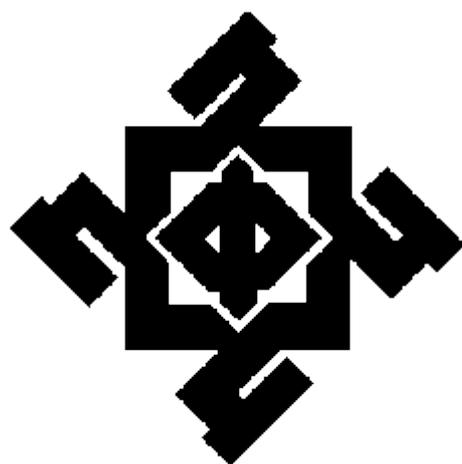


令和5年度

# 学校いじめ防止基本方針



中土佐町立久礼中学校

# いじめ防止基本方針

中土佐町立久礼中学校

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、学校教育目標として【やさしさと確かな学力を身につけ、高い志をもった子どもを育成する】『自主力・協働力・創造力』を掲げ、人と人との絆を大切し、バランスのとれた全人的な発達を目指している。本校からいじめにつながるような全ての事象を排除し、「だれもが安心・安全を感じる」魅力的な学校づくりを目指して、いじめ防止基本方針・高知県いじめ防止基本方針に則り「久礼中学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条第1項において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。また、その態様は以下のようなものであり、その発生場所については、学校の内外を問わないものとする。

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

## 3. いじめ防止に対する基本理念

本校の学校教育目標は「やさしさと確かな学力を身につけ、高い志をもった子どもを育成する」となっている。ここで掲げている「やさしさ」では、「道徳教育」や「人権教育」を基盤においた教育活動を推進することで、一人ひとりの自尊感情・自己有用感を高揚させ、学校生活において、「一人ひとりの個性を認め合い、仲間と支え合い、何事にも粘り強く頑張り抜く人づくり」を目指している。そのようなことから本校においては、いじめに関わるような事象の全てを否定し、子どもたちが心豊かで安心・安全な学校づくりを目指して、教職員が以下のような基本認識を持つものとする。

- いじめは、どの子どもにも起こりうる。
- いじめは、いじめた側に否があり、いじめを受けた子どもの立場に立つ。
- 迅速・組織的な対応を心がける。
- 教職員がいじめを見過ごさない感性を磨くとともに、些細なことでも縦横の報告・連絡・相談体制を心がける。

- ただ漫然と教室に行くのではなく、子どもたちの表情や言動への観察力を高める。
- いじめは、人間として絶対に許すことのできないという強い認識を持つ。
- 何よりも子どもたちの自尊感情を高めることを念頭に置き、全教育活動を通して居場所・光る場面づくりに取り組むとともに、子どもたちへの肯定的評価を心がける。
- 道徳教育・人権教育を積極的に推進することを通して、規範意識や仲間を大切にする意識や行動力を培う。
- 「いじめの兆候」や「いじめの芽」についてもいじめとして認知すること。そういうことからいじめを積極的に認知することが重要である。認知件数が極めて少ないというのは逆に見落としている可能性も考えられる。

## 4. いじめ対応組織

### (1) 校内体制

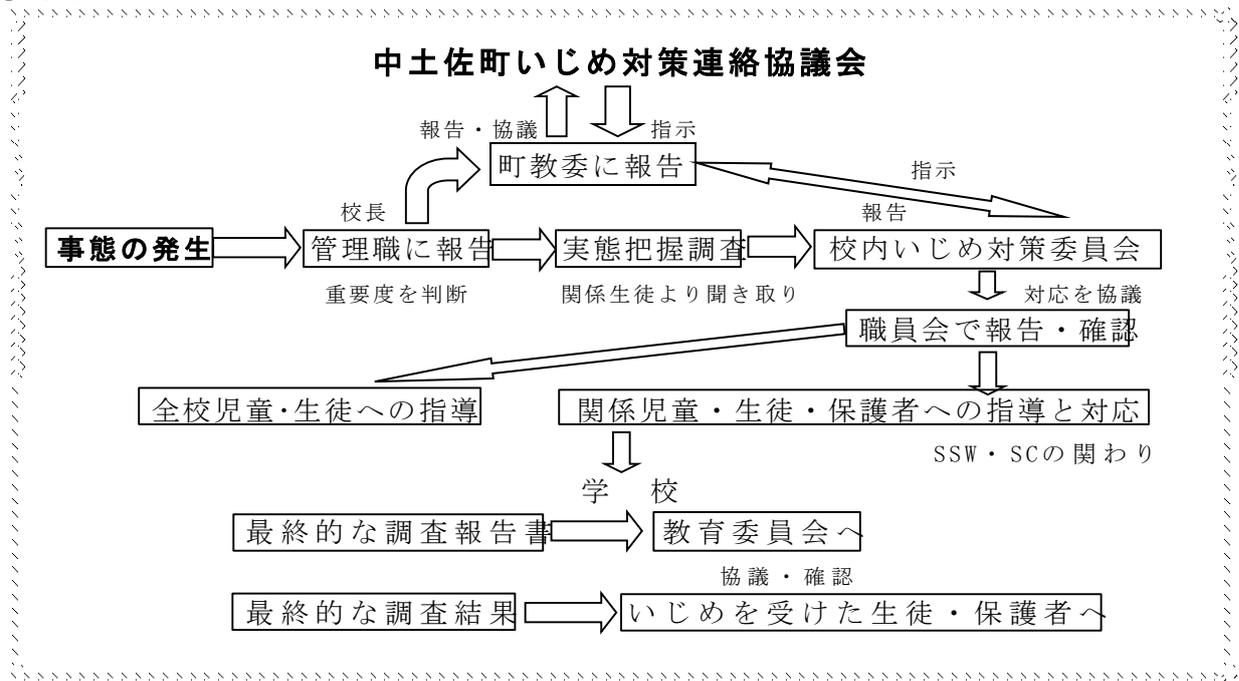
#### ①校内支援会（月に1回の定例会と随時）



重大事案発生時には「校内いじめ対策委員会」として機能。

- 気になる子どもたち（言動面や家庭面、障害、不登校傾向等）に対する支援組織
- 構成メンバー：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・SSW・SC等

#### ②対応マニュアル



### (2) 中土佐町いじめ対策連絡協議会

#### ①構成メンバー

町長、町教育長、教育委員会次長、各保育園長、各小中学校長・教頭、PTA・保護者会長（該当校種に応じて招集）、生徒指導主事（該当校種に応じて招集）、須崎警察署、SSW・SC、町人権擁護委員、民生委員（該当地区）

#### ②連携機関

県教育委員会（小中学校課、人権教育・児童生徒課）、県心の教育センター、県児童相談所、須崎警察署、町保健福祉支援センター

## 5. 年間指導計画

- 4月 児童・生徒理解のための職員会（年度始めの確認、月1回の定例支援会議）  
1年生スタートアップセミナー（仲間づくり活動週間）
- 5月 いじめについてのアンケート①、定例支援会と職員会での共通理解  
Q-Uテストの実施①（分析と手だてを職員会で共通理解）  
スクールロイヤーを活用してのいじめ防止授業の実施
- 6月 定例支援会と職員会での共通理解、個人面談
- 8月 定例支援会と職員会での共通理解
- 9月 体育祭を通じた仲間づくり
- 10月 Q-Uテストの実施②（分析と手だてを職員会で共通理解）、定例支援会と職員会での共通理解、個人面談、文化発表会を通じた学級・仲間づくり
- 11月 いじめについてのアンケート②
- 12月 定例支援会と職員会での共通理解
- 1月 構成的グループエンカウンターやPAを通じた仲間づくり
- 2月 定例支援会と職員会での共通理解
- 3月 個人面談、総括と次年度への申し送り文書の作成

## 生徒個別チェックシート【教員用】

### 1、登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どことなく元気がない。
- 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気のない、浮かない顔をしている。
- 教師と視線を合わせないようとしなない。  
(教師の目を避けている。)
- 教師の問いかけに答えようとしなない。  
(何かごまかそうとしている。)

### 2、登校時・朝の会等

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 元気のない、浮かない顔をしている。
- 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- 一人で活動することが多い。
- グループ活動等で、机と机が離れている。
- いつも準備や片付けをさせられたりする。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。

### 3、昼食時

- 弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- 弁当の中身が食べられている。  
(食べ散らかされている)
- グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

### 4、休み時間

- トイレ等に閉じこもりがちである。
- 階段の上がり下がりを繰り返すなど、一人で時間を潰している。
- 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書館等にいたることが多く、一人になりたがらない。

### 5、その他

- 学級内で問題が生じると、特定のこどもの名前がすぐにあがる。
- 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 今まで付き合っていたグループから離れた。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- 徴収金等を急に滞納し始めた。
- 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- 不快な呼び名で呼ばれている。



## いじめ事案の初期対応時のチェックリストシート



### 教 員

いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止めた。

初期対応の重要性を認識し、管理職への通報を迅速かつ的確に行った。

加害生徒や関係する生徒に対し、事実と経過を複数の教職員で確認することができた。

被害生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができた。

個人ではなく、管理職を中心にした体制のもと、チームを組織して対応した。

事実確認と指導を明確に区別し、冷静かつ客観的に事実確認を行うことができた。

被害生徒の生命の安全を最優先し、安全確保を行った。

被害生徒や保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。

当該生徒の保護者に、複数で家庭訪問を行い。保護者同席で事実確認を行った。

### 管理職

職員会議を行い、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を図った。

町教委にいじめの対応の第一報等を行った。

必要に応じて、町福祉事務所、須崎警察署等の関係機関に相談した。